

令和6年蘭越町議会第1回定例会会議録

○開会及び延会

令和6年 3月11日

開 会 午前10時00分

延 会 午後 2時45分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

5番 金安 英照 6番 向山 博

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○ 議事日程

日程第 1	議案第 1 号	蘭越町移住支援条例
日程第 2	議案第 2 号	蘭越町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 3 号	蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末当に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 4 号	蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 5 号	蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 6 号	蘭越町地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 7 号	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 8	議案第 8 号	蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 9	議案第 9 号	町道の路線廃止について
	議案第 10 号	町道の路線認定について
日程第 10	議案第 11 号	令和 5 年度蘭越町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 11	議案第 12 号	令和 5 年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 13 号	令和 5 年度蘭越町後期高齢者医療特別

		会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第14号	令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第15号	令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第16号	令和5年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第17号	令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第18号	令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影及び報道機関の取材について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、議案第1号蘭越町移住支援条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町移住支援条例について御説明いたします。

この条例につきましては、令和3年4月から施行しております現行の蘭越町定住支援条例が本年3月31日をもって失効いたしますので、町の施策として、引き続き、移住定住支援対策を推進する必要があるため、新たに蘭越町移住支援条例を制定するものです。

それでは、参考資料①の蘭越町移住支援条例の概要により説明させていただきます。

1、目的につきましては、本条例は、本町への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図り、活力に満ちた持続的な地域づくりのための移住支援に資することを目的としていることを条例第1条で規定しております。

次に、2、定義につきましては、本条例における用語の意義として、1号の移住から6号の空き家までを解説しており、条例第2条で規定しております。

3、重点事業につきましては、本条例において、町が実施する施策として、1号の住宅準備助成事業、2号の住宅取得奨励事業、3号の空き家利活用登録準備助成事業を実施することを条例第3条で規定しております。

つづきまして、2ページを御覧願います。

4、事業実施の体制につきましては、重点事業は、総務課企画防災対策室で実施すること。補助金の交付の対象となる経費は、重点事業の実施に要する経費の額とすることを条例第4条で規定しております。

次に、5、定住支援員につきましては、1項で、重点事業を担当する人

材として定住支援員を配置すること。2項で、定住支援員は移住促進等の業務に関して意欲と熱意を有し、相談及び助言を適切に行える者を町長が任命すること。3項で、任期を1年とし再任は妨げないことを条例第5条で規定しております。

6、移住者、Iターン者、Uターン者への支援につきましては、本条例において、移住者等への支援の目的を達成するため、1号の移住促進施策等の企画立案及び実施に關することから、5号のその他移住の促進に必要な事項に關することまでを条例第6条で規定しております。

7、転入段階の支援につきましては、移住者への転入時の支援として、町外から町内の町営住宅、または賃貸住宅に転入された移住者に転入に当たって生じた対象経費に対し、最大10万円を補助することを条例第7条で規定しております。

8、補助金交付の要件につきましては、第7条の転入段階の支援における補助金交付の要件といたしまして、1号の町に定住を目的として賃貸住宅や公営住宅に移住した者から、5号の転入後、6か月以内に申請することまでの全ての要件を満たしていなければならないことを条例第8条で規定しております。

つづきまして、3ページを御覧願います。

旧住宅確保の支援につきましては、築1年未満の未入居物件を含む新築住宅、もしくは中古住宅を購入等した場合の補助金の交付について、条例第9条で規定しております。基本額ですが、住宅を新築した場合が100万円、中古住宅を購入した場合が70万円で、加算額として、新築住宅については、町内業者で施工した場合が20万円、資源エネルギー庁が定めるゼッチ、ゼロ・エネルギー・ハウスの住宅基準を満たす場合が20万円を、中古住宅につきましては、町内業者により100万円以上の改修を行った場合が、改修費用の50%を補助し、最大50万円、購入した中古住宅を解体し、建て増しをした場合が100万円、同じく建て増しをした住宅がゼッチ住宅基準を満たす場合が20万円をそれぞれ加算することにしており、新築住宅は最大で140万円、中古住宅は最大で190万円の補助金の交付が受けられることとなります。

次に、10、補助金交付の要件につきましては、第9条の住宅確保の支援における補助金交付の要件といたしまして、1号の町に定住を目的として移住し、新築住宅もしくは中古住宅を購入したものから、6号の本条例の施行日以降に住宅を新築、もしくは中古住宅を購入し、かつ、転入から5年を経過していないことまでの全ての要件を満たしていなければな

らないことを条例第10条で規定しております。

つづきまして、4ページを御覧願います。

11、空き家所有者への支援につきましては、町内の空き家が移住者の住まいの選択肢となるため、町内の空き家の登記手続きをした者に手続きで生じた対象経費に対し、最大10万円を補助することを条例第11条で規定しております。

次に、12、補助金交付の要件につきましては、第11条の空き家所有者への支援における補助金交付の要件といたしまして、1号の所有する空き家情報を蘭越町空き家利活用登録事業に登録することから、3号の居住地での滞納がないことまでの全ての要件を満たしていなければならないことを条例第12条で規定しております。

13、補助金交付の取り消し及び返還につきましては、支援を受けた者が不正な手段等により補助金を受けたと認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した金額の全部の返還を求めることができること。ただし、町長が認めるときはこの限りではないことを条例第13条で規定しております。

14、適用除外につきましては、暴力的行為を行う集団の構成員及びこれに類する者については、いかなる場合も本条例の適用を受けることができないことを条例第14条で規定しております。

15、委任につきましては、本条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを条例第15条で規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしており、次のページになりますが、令和9年3月31日限りで効力を失うこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 条例の13なんですけども、不正な手段等により補助金を受けた場合、ただし町長が認めるときはこの限りではないって書いてあるんですけど、不正な手段で受け取ったお金が町長が認めたら返還しなくてもいいよっていう場合っていうのは、どういう場合なんですし

ようか。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 永井議員の御質問にお答えいたします。

一応ですね、不正な手段等により補助金を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した金額の全部の返還を求めることができるということでありまして、ただし、町長が認めたときはこの限りではないということに記載しておりますけれども、具体的な例については、ちょっと内部では検討しておりませんが、一応、事例等をですね、個別に判断して、そういう不正な手段により補助金を受けたときは、原則、交付を取り消してですね、交付した金額の全部の返還を求めることとしておりますが、個々の事例によってですね、ちょっと町長が認めたときはこの限りではないということですね、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 基本的に不正にとったらさ、犯罪だよな。これその犯罪をさ、町長が許してさ、その犯罪を助長するなんてことになるのかな。この条文いらんんじゃないかなと思うんですけど、いかがなものでか。

○議長（熊谷雅幸） 答弁。

今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 一応、そのようなかたちで、全部の返還を求めることができるってということで、永井議員がおっしゃいますように、犯罪的な行為もあると思っておりますので、こちらについては、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○10番（永井浩） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

○10番（永井浩） はい。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。
7番難波議員。

○7番（難波修二） 2点ほど質問したいと思います。

第7条の転入段階の支援と、それから第11条の空き家所有者への支援につきましては、非常に良い政策だなというふうに評価をしております。その2点、ちょっと質問したいと思います。

2ページの第7条ですけども、条例では、転入された方々に転入経費を助成をすると、こういうふうになっております。転入されて町営住宅に入った場合に10万円を最大として補助すると、この条例の趣旨からいけば、町営住宅に入ってきたという、その方々に、さらにやっぱり住宅取得や改築というものをつなげていくような、そういうアドバイスといえますかね、そういうことが定住を促す取組が大事になるんじゃないかなと、そんなふうに思うんですよね。入ってきた方にどのような住宅取得を目指すような、そういう対応を進めていくかという、そういうあたりについてのこういう対応していきたいというような、そういうことがあれば、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、4ページの第11条ですね。これも空き家所有者への支援ということで、これはもう本当に新しく出てきた対応だというふうに思います。登録することが必要ですよというふうに、第12条でなっておりますけれども、登録者を増やすための取組といえますかね、PRといえますか、そういうことが大事だなというふうに思うんですけれども、土地、家屋所有者への、そういう登録者となってもらうためのPRといえますか、そういう取組について、どのようなことを具体的に想定しているか。

この2点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 難波議員の御質問にお答えいたします。

まず、転入段階の方に町内で住宅取得を促すことにつながる施策でございますけれども、現在もですね、本町に定住希望のある方につきましては、定住支援員を通じてですね、聞き取り調査等を実施していることでところでございます。それで、転入段階のその聞き取りの中でですね、本町

にですね、住宅を取得する意思があるかどうかも含めてですね、聞き取り調査を行っているような状況でございますけれども、その際にですね、また定住支援員を通じてその転入予定者希望者の方にですね、住宅を取得する補助金等として、こういうものがあるってということも御紹介しながらですね、住宅取得のほうにですね、つなげていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

つづきまして、空き家所有者等への支援に関しまして、そのPRについてでございますけれども、現在もですね、固定資産税の納税通知書を送付する際にですね、チラシ等を同封してですね、空き家、本町の空き家利活用登録事業に登録しませんかということでPRを行っているところでございますけれども、今後におきましてはですね、こうすることでその登記の費用も助成できるってというようなこと、チラシ等をですね、固定資産税の納税通知書発送時に同封させていただいてですね、PRを図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） 大体理解できました。

7条の関係ですけれども、一番最初に町内に来たいという方々に対して、支援員がいろいろ相談に乗って、働きかけをすると、で、町内のどっか住宅に入ったと、その後の取組がやっぱり大事だと思うんですね。町内にこういう物件があるからどうですかという、そういう相談っていうんですかね、そういう働きかけを是非やっていって、町営住宅じゃなくて、実際にその土地、建物を取得をして、新しく自分の家を取得するという方向に持っていくという取組が非常に大事だと思うので、そのことを是非、取り進めていただきたいなというふうに思います。町内に入ってきて公営住宅に入りましたと、そのあと住宅を取得するまでの間の期限といいますかね、それはどうなのかなと、ちょっと質問するとき考えたんですけども、今、見ましたら、5年という年限がありますけども、5年以内という、そういう理解でよろしいでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 一応ですね、すいません。

難波議員の御質問にお答えいたします。

一応ですね、5年っていう、区切ってるのは、Uターン者のところですかね。そうですね。すいません。10条のところの転入から5年を経過していないっていうことで、ある程度の期間は必要ではないかなっていうことで、ちょっと内部のほうで検討させていただきまして、国が進めるですね、地方創生とかの事業もですね、参考にしながら規定したわけでございますけれども、こちらについてもですね、定住を5年って、定住後5年っていうことですね、規定等もありまして、そちらを参考にですね、規定しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） 確認です。

まずは町内に入ってきて、町営住宅やアパートに入ったと、その方が取得をするための期限は5年間ですよと、5年間過ぎちゃったらただの町民と同じ扱いで、この対象にはなりませんよという、そういう理解でよろしいですね

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 難波議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように、5年を経過していない方がこの住宅確保の支援に該当する方ということで整理をさせていただいております。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 先ほどの永井議員の質問と重複する部分があるかと思うんですが、まず、この長期にわたる居住を前提とするっていうことですが、その長期を5年に限定する根拠っていうのはなんでしょうか。

長期っていうのは、いろんな角度から居住実績とか、そういうことであろうかと思うんですけども、5年に限定するその根拠について、まず伺いたいと思います。

それからですね、13条の件については、町長の裁量条項っていうのはあるわけですけども、これは条例を作るときの必須条件としてですね、町

長の裁量条件があるってということで、私は事細かにいろんな条件はつけているけども、最終的にその特異事例がある場合は町長の裁量に委ねるということで、非常に13条については納得をしました。

長期の定義、5年についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。

長期を5年で定めた理由でございますけれども、長期、本当に5年以上、本町のほうに長く定住されるところが一番良いとは思いますが、予期しないでですね、本町から出て行かなければならないという事情も後々発生することもあるかと思ひまして、定住期間については5年ということで、この条例では定めさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私がこだわるのはですね、居住実績ってというのは、町の予算を持ち出しするときに、負担の公平って言いますかね、町の負担の公平、公平の観点がどうそのいろんな条文に生かされてるのかっていうことが、まず一つと、それから、寛容であるべきだっていうね、執行に関して、町民、政策の上での寛容性というか、その特異性をその寛容に認めるっていうことが、町長の裁量の中で生かされるようなことからいうと、5年というのは、私はちょっと長いような気がするんですが、そのへんのところをもう1回、答弁いただければと思います。

○議長（熊谷雅幸） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 柳谷議員の御質問にお答えいたします。

長期ということで、イコール5年ということで、こちらは明確には謳ってはいないところでございますけれども、一応ですね、やっぱり条例を制定する以上ですね、ある程度の期間ってというのは定めていなければならないと思いますので、予期せぬ御事情で、本町を離れなきゃならない事例もあると思っておりますので、5年ということで制定させていただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 特殊な事例、例えば災害とかですね、災害もそうなんですけど、事故に遭われたとかいって、家族の事情が変わったとか、そういういろんなやっぱり事情があると思うんですが、一つ例を挙げれば、結婚を前提に公営住宅を申し込んで、既に籍も入りましたっていうんだけど、その入居直後に離婚されたとかってね、居住実績が生まれなくていう、間々あるわけですよ。誤解を恐れなくて言えば、そういう、間々あるだろうと、町の財産を提供する、それから施策を受けるっていう場合は公平の観点というのが、やっぱりどの程度、町長の裁量に委ねるのかっていうのをあんまりがんじがらめにすると、私は近寄りがたいという施策になってしまったり、利用の頻度が低くなるということもあると思いますので、町長の裁量っていうのを非常に幅を持たせておくのが大事なんじゃないかっていうふうに思うんですが、この居住実績については、町長がどんなお考えか伺えればありがたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

条例に関しての内容については、今、担当課長のほうから説明をいたしたところです。

文言として定住というのは、長期にわたって、実は、町に拠点を置いて住んでもらうという、これが長期にわたってということとですね、議員がおっしゃってるとおり、ただ、ここの中ではある程度、条件をつけて、施策をしていかなかったらならない。そういう部分がありますので、その施策の部分の中では、ある程度、年数を定めて執行していくということがですね、ある程度、やっていく部分の中では、私はその部分も必要ではないかなっていうふうな部分で考えて、今回、この条例を制定してですね、提案していただいたと。ですから、定住は、あくまでも長く蘭越に住んでいただきたい、これはあくまでも定義として、そういう方向で住んでいてもらいたい。この定住条例の、その何て言いますか、うちのほうの施策としてやる、その部分については、ある程度、年数とかそういうものを定めた部分でやっていきたい。これも実は、3か年の執行というかたちの中で行わしてもらってるという部分がありますので3年、5年したらそれど

うなんだということもありますが、ある程度、重点的にその部分の中で行う。ただし、定住、リターン、そういうものについては、ある程度、定義がありますので、その部分に沿って行ったというかたちで御理解いただければありがたいなというふうに思ってます。以上です。

○議長（熊谷雅幸） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町移住支援条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、議案第2号蘭越町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、本町の条例におきましても、参照条項の改正、用語の追加など、所要の改正を行う必

要があることから上程させていただくものです。

それでは、参考資料②を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、第1条の趣旨ですが、第1条中、第19条第9号を、第19条第11号に改めるものです。

次に、第2条の定義ですが、第3号に個人番号利用事務法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。を加え、第3号を第4号に、第4号を第5号に改め、第6号に特定個人番号利用事務法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。を加え、第7号に利用特定個人情報法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。を加えるものです。

次に、第4条の個人番号の利用範囲ですが、2ページを御覧願います。

第4条第1項中、法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改めるものです。

次に、第4条第3項中、法別表第2の第2欄に掲げる事務を、特定個人番号利用事務に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を、利用特定個人情報に、当該特定個人情報を、当該利用特定個人情報に改めるものです。

次に、第5条の特定個人情報の提供ですが、第5条第1項中、第19条第9号を、第19条第11号に改めるものです。

最後に、附則ですが、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）を行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第3、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺貢) ただいま上程されました、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、昨年11月に開催された蘭越町特別職報酬等審議会での答申を踏まえ、議会議員の報酬及び期末手当の役職加算率の引き上げ並びに特別職の非常勤として、教育委員、監査委員、農業委員等の報酬の引き上げ、また、町長、副町長、教育長の給料及び期末手当の役職加算率の引き上げについて、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料③の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、第1条関係の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正ですが、条例第4条第3項は、期末手当基礎額を算出する際の役職加算についての定めで、役職加算の割合の上限を100分の12から100分の15に改めるものです。

次に、別表中、議員の月額報酬ですが、議長25万7,000円を26万7,000円に、副議長20万5,000円を21万円に、常任委員長

18万5,000円を19万円に、議会運営委員長18万5,000円を19万円に、議員17万2,000円を17万7,000円に改めるものです。2ページを御覧願います。

次に、第2条関係の特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、別表中、はじめに、教育委員の年額報酬ですが、29万1,000円を29万6,000円に改め、次に、監査委員の年額報酬ですが、代表監査委員41万3,000円を41万8,000円に、議会議員選出委員30万2,000円を30万7,000円に改めるものです。

次の農業委員会ですが、会長の年額報酬41万3,000円を41万8,000円に、会長代理32万7,000円を33万2,000円に、委員29万6,000円を30万1,000円に改めるものです。

次に、選挙管理委員会ですが、委員長の日額報酬8,000円を9,000円に、委員7,000円を8,000円に改め、次の固定資産評価審査委員会ですが、委員長の日額報酬8,000円を9,000円に、3ページにまいります。委員7,000円を8,000円に改めるものです。

次に、附属機関ですが、委員長または会長の日額報酬7,500円を8,500円に、委員6,500円を7,500円に改めるものです。4ページを御覧願います。

学校評議員の日額報酬ですが、6,500円を7,500円に改め、次に、花一会図書館運営協議会ですが、会長の日額報酬7,500円を8,500円に、委員6,500円を7,500円に改めるものです。5ページを御覧願います。

第3条関係の蘭越町長等の給与に関する条件条例の一部改正ですが、第3条第1項中、町長の給料月額67万円を69万円に、副町長の給料月額57万7,000円を58万7,000円に改めるものです。

次に、第4条第3項は、期末手当基礎額を算出する際の役職加算についての定めで、役職加算の割合の上限を100分の12から100分の15に改めるものです。

つづいて、第4条関係の蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正ですが、第2条第1項中、教育長の給料月額53万4,000円を54万4,000円に改めるものです。

次に、第3条第4項は、期末手当基礎額を算出する際の役職加算についての定めで、役職加算の割合の上限を100分の12から100分の1

5に改めるものです。6ページにまいります。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、議案第4号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第4号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律、令和5年法律第19号の公布により、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉

手当を支給することが可能となったもので、本町におきましては、現在、会計年度任用職員に対し、期末手当、年1.0月分を支給しておりますが、これに加えて、令和6年度から、勤勉手当、年1.0月分を新たに支給するため、条例の一部改正をお願いするものです。

それでは、参考資料④の新旧対照表を御覧願います。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

はじめに、第3条の会計年度任用職員の給与ですが、第3条第1項中、及び期末手当を、期末手当及び勤勉手当に改めるものです。

次の第14条の2第1項から第3項までは、フルタイム職員の勤勉手当の支給についてで、6月1日、12月1日を基準日とし、在職し要件を満たしている職員へ給料月額一月分以内を支給する規定で、第14条の次に加えるものです。

2ページになりますが、第22条の2第1項から第3項までは、パートタイム職員の勤勉手当の支給についてで、パートタイム職員が受ける勤勉手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定に準ずるもので、報酬月額平均の一月分以内を支給する規定を、22条の次に加えるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 確認をしたいと思うんですけども、参考資料の1ページの14条の2の第2号のところで、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額に、町長が規則で定める基準に従って、任命権者が定める割合を乗じて得た額とすると、この定めて得た額、割合がわからないので、割合が100分の100なのか、100分の200なのかちょっとわからないなと思って、それを実は、お聞きしようと思ってたんです。今の説明では1.0月分だと、1か月分だということですので、この条文でいけば勤勉手当基礎額ってというのは、給料月額のことですよ

ね。そうすると、給料月額に100分の50を乗じると半分になりますよね。それに、割合が100分の200を乗じて初めて1.0か月になりますよね。そうすると、この割合は100分の200ということでしょうか。ちょっと今、支給されてる期末手当の条文を見てみたんですけども、期末手当の条文は基礎額に100分の50を乗じて、それに100分の100を乗じるっていうふうになってるので、これだと0.5か月分だなというふうに理解したんですけども、ちょっとその割合がいくらかっていうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 難波議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、基準日のお話をしたと思うんです。条例の中でですね、6月1日と12月1日と、2回に分けて期末手当及び勤勉手当が支給されることとなります。この基準日に当たっての0.5、0.5ということで、合わせて一月分ということになりますので御理解願います。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、議案第5号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第5号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、毎年度、入居者の家賃を決定するに当たり、公営住宅法施行令の規定に基づき算出した額を求める必要があることから、条例の別表の家賃を改正するものです。

それでは、参考資料⑤を御覧願います。

家賃は、法令で収入によって一定の幅を設定しております。家賃の設定においては、下限額は住宅の経過年数により引き下げられる傾向にある一方で、上限額は国から示される、既存住宅の現在の建築費用で再整備した場合の最低再建費比率により引き上げられる傾向にあります。

条例改正の内容は、別表の家賃を、御覧いただいております表のとおり改めるものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第6、議案第6号蘭越町地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第6号蘭越町地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、旧昆布診療所の住宅改修に伴いまして、この住宅を地域振興住宅として管理し、住宅の名称及び家賃等を定めるとともに入居資格要件等を現状に見合うよう見直すため、所要の改正及び文言を整理するものです。

それでは参考資料⑥を御覧願います。

アンダーラインが改正箇所になります。

名称及び位置の第3条中、1、住宅の種類及びその戸数等を、所在地及び間取り等に改め、入居者の公募の方法の第4条中、第1号、町広報、第2号ふれあい通信、第3号町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示を、第1号行政協力員文書、第2号町ホームページ、第3号ふれあい通信、第4号その他広報媒体に改めるものです。

次に、入居者の資格の第5条中、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号中、第11条を第12条に改め、同号を第2号とし、次のページになります。第4号を第3号に改め、第3号の次に第4号、現に住宅に困窮していることが明らかであることを加えるものです。

次の入居の手続きの第8条第1項第1号中、町内に居住してを削り、同項第2号中、第15条を第16条に改め、次の第9条住宅使用期間を全文削除とするものです。

次に、退去の手続きの第23条を、迷惑禁止行為の禁止(第23条、入居者は、周囲の環境を乱し、またはほかに迷惑を及ぼす行為をしてはならないに改めるものです。

次に、住宅の検査、第24条第1項中、5日前を10日前に改め、住宅監理員またはを削り、次のページになります。同条第2項中、第21条第3項但書を、第22条第3項但書に改め、次の住宅の明渡請求、第25条第5号中、第19条から第21条までを、第20条から第23条までに改め、同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に、第4号暴力団員であることが判明したとき、（同居者が該当する場合も含む。）。を加えるものです。また、第26条住宅監理員及び管理人の条項を全文削除とするものです。次のページになります。

立ち入り検査、第27条第1項中、住宅監理員もしくは別に示した者を、町長の指定する者に改めるものです。

次に、別表、（第3条、第11条関係）を、別表（第3条、第12条関係）に改め、表になりますが、配列を、これまでの年度戸数、構造、間取り、所在地、名称、家賃を名称、住宅番号、所在地、間取り、建設年度、月額家賃に改め、表の1段目と2段目は、既存の港地域振興住宅の名称をあかね住宅に変更するもので、家賃等の変更はございません。アンダーラインになっているのは、配列が変更となったためでございます。

次に、表の3段目からは、今回改修した住宅となりますが、名称をアララギ団地、住宅番号をY-1からY-8とし、所在地を蘭越町昆布町24番地、建設年度令和5年度とするものです。

家賃ですが、1LDKが4戸のうち、Y-1を月額4万3,000円、Y-2からY-4を月額4万2,000円、2LDK3戸のうち、Y-5が月額6万2,000円。Y-6とY-7が月額6万円とするものです。1LDKと2LDKのそれぞれ月額家賃が異なるのは、住戸面積に差があるため、異なる家賃とさせていただいております。最後に、Y-8の3LDKですが、月額使用料を7万2,000円とするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号蘭越町地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第7、議案第7号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第7号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、水道整備及び管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料⑦を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、第1条の蘭越町簡易水道事業給水条例の一部改正ですが、第5条及び、次のページにあります。第34条第2項但書並びに第37条第1号中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものです。

次に、第2条の蘭越町簡易水道事業が施工する水道の布設工事及び水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正ですが、参考資料の3ページになります。第4条第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。
9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 資料の2ページに載ってる、2ページ、3ページの末尾のほうに載っていることについて伺います。
これは国の官庁が二つに渡るっていうのは、所掌事務はどう変わるんですか。一つだけ伺います。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 今回の改正でですね、水質に関する関係については環境省ですね。あと、水道の工事等、整備に関するものが国土交通省ということで、になります。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） もう1回、お願いします。
環境省の関係はどんな所管になるんですか。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 主に水道関係は水質検査です。水質検査の関係が環境省となります。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） どんな不都合、不都合があってこういうことになったんでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） はい。国のほうからですね、今回の改正趣旨なんですが、生活衛生等関係行政の機能強化ということで、食品衛生法による食品衛生基準に係る権限を、厚生労働大臣から総理大臣に、水道法等による権限を、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるということで、町の条例、関係条例を改正するものです。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） ちょっと私も、よく捉えられないんですが、特に下水道に関しては、農水省の予算で建てて、管理しているのも集落排水ということで、農業予算ってございますよね。この手分けといいますか、所掌分類っていうか、このへんのところは判然としないっていうか、入り乱れてるって感じなんですけども、そのへん、今回の改定というのは、環境省が時勢に応じたものっていう、そういう捉え方はできるんですけど、大まかに言って町が関わることについては言われたとおりやりましょうという条例なんだろうけども、とにかく業者についても、町の担当にしても、どう変わったのかっていうのがですね、どうもピンとこないというのがあるので、ちょっと漠とした質問で恐縮ですが、もう1回、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 今、柳谷議員がおっしゃったとおりですね、うちのほうで管理してるのは、下水、下水と言われているんですけど、農業集落排水事業、農水省でやってる事業ですね、そちらのほうで管理してございます。あと、下水のほうは、下水道のほうは国土交通省のほうで管理してございまして、下水、下水って言われたんですけど、違いとしては、大きな違いとしては下水道は雨水処理も伴うと、集落排水は農地の保全ということですね、そちらのほう、大前提に行っているということで、そのへんの区分けの中でやらせていただいております。あと、今回のこの改正につきましては、国から環境省、国土交通省に変わるということで、文言の整理ということで、うちのほうの条例のほうを改正させていただいてございますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間、休憩します。

再開は11時20分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第8号蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第8号蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件につきましては、公の31施設に係る指定管理者の指定期間が本年3月31日で満了するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1ページを御覧願います。公の施設に係る指定管理者の指定については、1番、施設の名称は旧蘭越地区研修センター。指定管理者となる団体

の名称は、旧蘭越地区研修センター運営委員会から、2ページになります。
31番の蘭越町ふれあいの郷とみおか、ひので、指定管理者は一般社団法人蘭越町観光物産協会までの31施設でございます。

2の指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としております。

なお、農村研修センターにつきましては、建替工事を予定しておりますので、12月1日からの指定としております。

3の管理業務の範囲ですが、各施設の設置及び管理に関する条例で定める業務としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号蘭越町の公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第9号町道の路線廃止について、議案第10号町道の路線認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま一括上程されました、議案第9号町道の路線廃止及び議案第10号町道の路線認定について御説明申し上げます。

今回の町道の廃止及び認定につきましては、大谷団地の整備が終了したことから、大谷団地内の町道3路線の形状が変わり、起点及び終点に変更が生じることから、道路法により路線を一旦廃止し、新規に路線認定を行う必要があるため、議会の議決をお願いするものです。

参考資料⑧を御覧願います。

路線廃止及び認定位置図でございます。

左側、拡大図を御覧願います。

はじめに、路線の廃止です。廃止路線は点線で表示しております。路線番号145、大谷団地環状線、起点、大谷団地1号線の分岐点、字大谷357番地1地先から、終点、字大谷357番地1地先までの総延長225m、実延長222m、幅員6mです。

次に、路線番号146、大谷団地中通線です。起点は字大谷357番地4地先から、字大谷357番地1地先までの総延長267m、実延長261m、幅員6mです。

次に、路線番号148、大谷団地2号線です。起点は大谷中三重の川左岸線の分岐点、字大谷357番地2地先から、終点三重の川左岸線分岐点、字大谷357番地2地先までの総延長236.6m、実延長204.6m、幅員6mです。

次に、路線の認定です。

認定路線は、赤色の実線で示しております。

路線番号145、大谷団地環状線、起点、大谷団地1号線の分岐点は字大谷357番地1地先から、終点、字大谷357番地1地先までの総延長93.5m、実延長87.5m、幅員6mです。

次に、路線番号146、大谷団地中通線です。起点は字大谷357番地4地先から、字大谷357番地1地先までの総延長136m、実延長127m、幅員6mです。

次に、路線番号148、大谷団地2号線です。起点は三重の川左岸線の分岐点、字大谷357番地1地先から、終点、字大谷357番地1地先までの総延長75m、実延長59.5m、幅員6mです。

町道の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、また町道の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号町道の路線廃止について、議案第10号町道の路線認定についてを一括で採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第11号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第11号令和5年度蘭越町一般会計補正予算第8号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は76億5,638万2,000円で、歳入歳出それぞれ3億6,233万8,000円を追加し、80億1,872万円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、繰越明許費の補正ですが、追加及び廃止で、第2表繰越明許費補正によるものです。後ほど御説明いたします。

次の債務負担行為の補正ですが、追加で第3表債務負担行為補正によるものです。後ほど御説明いたします。

また、地方債の補正ですが、追加及び変更で、第4表地方債補正によるものです。こちらも後ほど御説明いたします。

なお、今回の補正予算で、職員の休職や育児休業等による減額、会計年度任用職員の異動等による減額、また、定年延長制度に伴う退職手当組合負担金の減額など、人件費の補正も行っておりますが、給与費明細書につきましては、この補正予算書に最後に添付しておりますので、人件費の2節、3節、4節につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。22ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費補正額、109万円の減。3は説明を省略します。8旅費59万2,000円の減。議会研修旅費50万円と、次の職員旅費9万2,000円の減は執行残です。11役務費1万2,000円の減。議席標柱書換手数料で、執行残です。18負担金補助及び交付金10万3,000円の減。諸会議負担金の減です。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額4,174万2,000円の減。2、3、次のページにまいります。4は説明を省略します。12委託料13万8,000円。弁護士業務委託料で、札幌地裁小樽支部令和5年ワ第28号国家賠償請求に係る控訴審に当たって、弁護士費用の着手金に不足が生じることから、補正をお願いするものです。18負担金補助及び交付金41万8,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、制度改正に伴う給与システムの改修費用です。

5目企画費、補正額293万5,000円の減。18負担金補助及び交付金293万5,000円の減。負担金として、岩宇南後志地区洋上風力発電導入推進組合49万6,000円の減は、先進地視察の中止によるものです。補助金として、24ページを御覧ください。住宅エコ化支援事業243万9,000円の減は、補助金申請の減によるものです。

12目定住促進対策事業費、補正額386万2,000円の減。10需用費12万4,000円の減。印刷製本費で執行残です。18負担金補助及び交付金373万8,000円の減。補助金として、空き家改修事業33万8,000円の減から、新築住宅取得奨励事業280万円の減まで補助金申請の減による執行残です。

13目施設管理費、補正額1億8,272万6,000円。特定財源の地方債1億8,260万円は、農村研修センター建設事業債、過疎債です。大谷農村研修センターにつきましては、今年度実施設計が完了し、令和6年度当初予算で躯体を解体し、同じ場所に本体の建設を予定しておりましたが、物価高騰等に伴い、解体工事を早期に発注し、降雪前までに本体の建設を完了いたしたく、また、財源となる過疎債の枠配分の協議から事業を前倒しさせていただき、繰越明許費をもって、令和6年度での予算執行をお願いするものです。12委託料292万6,000円。農村研修センター建設実施設計委託料95万7,000円の減は、執行残です。次の農村研修センター建設工事監理委託料388万3,000円は、本体工事に係る監理委託料です。14工事請負費1億7,980万円。農村研修センター解体工事費2,420万円。建設工事1億5,560万です。次のページにまいります。

14目防災対策費、補正額62万円の減。10需用費62万円の減。燃料費26万円の減は、ガソリンです。次の光熱水費30万円の減は、電気料です。次の被服費6万円の減は、職員等防災服の執行残です。

15目気候変動対策員の館費、補正額10万円。10需用費10万円。光熱水費で、員の館の電気料の追加をお願いするものです。

16目財政調整基金費、補正額2億1,800万円。24積立金2億1,800万円。財政調整積立金で、財政調整基金に1億1,000万円、減債基金に1,300万円、また、公共施設整備基金に9,500万円をそれぞれ積み立てさせていただくものです。これにより、基金の現在高は、財政調整基金で15億5,172万6,000円。減債基金で2億9,021万1,000円、公共施設整備基金で26億1,863万8,000円となり、一般会計ベースでの基金残高は50億7,236万7,000円となります。26ページにまいります。

17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額326万3,000円の減。特定財源の国道支出金462万7,000円の減は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金99万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金140万8000円、同じく接種体制確保事業補助金222万9,000円の減です。10需用費97万8,000円の減。消耗品費でワクチン接種に係る執行残です。12委託料204万4,000円の減。新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料で執行残です。13使用料及び賃借料100万円の減。接種予約システム使用料で執行残です。18負担金補助及び交付金60万5,000円の減。健康管

理システム改修負担金38万5,000円は、ワクチン接種の6回目、7回目に係るカルテシステムの改修費用をお願いするものです。

次の低所得世帯支援給付金99万円の減は、支給対象者の減によるものです。22償還金利子及び割引料136万4,000円。新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金過年度返還金で、前年度の清算実績に基づき国へ返還するものです。

18目地熱開発蒸気噴出事故対策費、補正額117万4,000円の減。特定財源のその他117万4,000円の減は、蒸気噴出対策経費負担金です。3は説明を省略いたします。11役務費4万7,000円の減。通信運搬費で、電話料の減です。次のページになります。

19目物価高騰対応重点支援対策費、補正額630万円の減。特定財源の国道支出金630万円の減は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。18負担金補助及び交付金630万円の減。低所得世帯支援給付金で支援給付者の減によるものです。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費、補正額323万2,000円。特定財源の国道支出金323万2,000円は、社会保障税番号制度システム整備費補助金です。18負担金補助及び交付金323万2,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、戸籍に表示されている氏名にふりがなを表示するためのシステム改修費用の追加分をお願いするものです。

2款総務費 4項選挙費 2目知事及び道議会議員選挙費、補正額18万円の減。特定財源の国道支出金18万円の減は、知事及び道議会議員選挙費委託金です。3は説明を省略します。

3目蘭越町議会議員選挙費、補正額402万1,000円の減。12委託料15万8,000円の減。ポスター掲示板設置、撤去作業委託料で執行残です。18負担金補助及び交付金386万3,000円の減。負担金として、選挙運動用通常はがき負担金34万5,000円の減から、選挙運動用ポスター作成負担金31万2,000円の減まで執行残です。28ページにまいります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,748万1,000円の減。特定財源の国道支出金18万9,000円は、地域少子化対策重点推進交付金32万7,000円。地域づくり総合交付金25万円をそれぞれ追加し、国民健康保険基盤安定負担金38万8,000円を減額するものです。地方債120万円の減は、福祉灯油等給付事業債、過疎債ソフト分です。その他10万円は、地域福祉基金指定寄附金です。

2、3は説明を省略いたします。19扶助費21万9,000円、障害者町営温泉等無料入浴券給付扶助20万4,000円の減から、人工透析患者通院交通費助成事業扶助7万3,000円の減までは、利用者数の減によるもの、また扶助対象者の増加により追加をお願いするものです。次のページにまいります。24積立金10万円。地域福祉基金積立金で1件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくものです。27繰出金1,107万2,000円の減。国民健康保険特別会計繰出金で、保険基盤安定繰入金の確定及び税収不足補填分等の減によるものです。

3目老人福祉費、補正額223万3,000円の減。特定財源の地方債30万円の減は、敬老会開催事業債、過疎債ソフト分です。18負担金補助及び交付金28万1,000円の減。敬老会開催事業補助金で執行残です。27繰出金195万2,000円の減。介護保険サービス事業特別会計繰出金です。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額127万4,000円の減。特定財源のその他17万円の減は、社会保険料です。1報酬100万円の減。会計年度任用職員報酬で、センターこんぶの雇用体制等の変更によるものです。4は説明を省略いたします。10需用費16万6,000円。燃料費で、センターめなの重油の追加をお願いするものです。

6目自立支援給付措置費、補正額1,491万2,000円の減。特定財源の国道支出金50万4,000円の減は、自立支援給付負担金と、自立支援医療給付負担金です。その他150万円の減は、老人福祉施設入所者負担金です。12委託料22万2,000円。障害者相談支援事業委託料で、負担金の確定によるものです。30ページを御覧願います。18負担金補助及び交付金50万9,000円。負担金として、地域活動支援センター事業36万3,000円の減と、次の障害者相談支援事業87万2,000円は、負担金の確定によるものです。19扶助費1,564万3,000円の減。老人福祉施設費1,500万円の減は、施設入所者の年度途中の退所によるものです。次の自立支援給付費67万3,000円の減は、補装具費給付と自立支援医療給付で、利用者数の減によるものです。次の地域生活支援事業3万円は、移動支援事業給付で利用者数の増加によるものです。

9目後期高齢者医療費、補正額489万3,000円の減。特定財源の国道支出金6万4,000円の減は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金です。18負担金補助及び交付金546万9,000円の減。次のページになります。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、令和4年度市町村

療養給付費負担金の確定及び精算によるものです。19 扶助費 66 万 1,000 円。後期高齢者医療保険料補助費で、対象者の増加によるものです。27 繰出金 8 万 5,000 円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金です。

10 目介護保険事業費、補正額 709 万 5,000 円の減。特定財源のその他 24 万 1,000 円の減は、社会保険料です。1 報酬 270 万円の減。会計年度任用職員報酬の減です。4 は説明を省略いたします。18 負担金補助及び交付金 376 万円の減。後志広域連合負担金の減で、執行残です。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、補正額 276 万 7,000 円。特定財源の国道支出金 92 万円の減は、児童手当負担金です。地方債 150 万円の減は、学校給食費助成事業債、過疎債ソフト分で、その他の 133 万 2,000 円は、奨学資金償還金です。2、3 は説明を省略いたします。32 ページにまいります。7 報償費 49 万円の減。誕生祝い金で執行残です。18 負担金補助及び交付金 513 万 2,000 円の減。負担金として、羊蹄山ろく発達支援センター 46 万 9,000 円の減は、負担金の確定によるものです。次の広域保育所入所 165 万 1,000 円の減から、施設型教育保育給付費 46 万 7,000 円は、受入利用児童数の増減によるものです。補助金として、学校給食費助成事業 76 万 8,000 円の減は、助成対象児童の減によるもので、次の保育所等給食費助成事業 22 万 6,000 円は、入所児童の増によるものです。19 扶助費 175 万 9,000 円の減。児童手当 95 万 5,000 円の減、待機児童支援助成事業扶助 80 万 4,000 円の減は、対象児童の減によるものです。次のページになります。22 償還金利子及び割引料 4,000 円。子どものための教育保育給付費負担金返還金で、前年度の精算実績に基づき、国へ返還するものです。24 積立金 1,133 万 2,000 円。子ども・子育て基金に 1,133 万 2,000 円を積み立てさせていただくものです。

2 目母子福祉費、補正額 327 万 9,000 円の減。特定財源の国道支出金 48 万 7,000 円の減は、出産子育て応援交付金です。12 委託料 147 万 9,000 円の減。すこやか待ちゃん支援事業で、出生数の減による執行残です。18 負担金補助及び交付金 135 万円の減。出産応援給付金 80 万円と、子育て応援給付金 55 万円の減は、出生数の減による執行残です。19 扶助費 45 万円の減。妊産婦安心出産支援事業扶助で執行残です。

3 目蘭越保育所費、補正額 312 万 6,000 円の減。特定財源の国道

支出金 1,560万円は、蘭越保育所の空調設備工事第1工区キュービクルの製作に当たって、同補助となる地域づくり総合交付金を追加申請しておりましたが、この度、交付内示を受けましたので、財源充当をさせていただくものです。1報酬195万円の減。会計年度任用職員報酬及び時間外勤務手当の減です。3は説明を省略します。8旅費34万4,000円の減。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償26万4,000円の減と、34ページにまいります。職員旅費8万円の減です。14工事請負費65万円の減。蘭越保育所空調設備設置電気工事第1工区で執行残です。

4目昆布保育所費、補正額27万5,000円の減。1報酬22万円の減。会計年度任用職員報酬の減です。14工事請負費5万5,000円の減。昆布保育所空調設備増設工事で執行残です。

5目学童保育所費、補正額72万8,000円の減。1報酬46万円の減。会計年度任用職員報酬及び時間外勤務手当の減です。3は説明を省略いたします。14工事請負費19万8,000円の減。学童保育所空調設備増設工事で、執行残です。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額502万5,000円。18負担金補助及び交付金500万円。地域医療機関体制維持事業補助金で、昆布温泉病院へ地域医療の体制を維持していただくため、今年度も引き続き、所要の費用を助成するものです。次のページになります。19扶助費2万5,000円。老人性白内障医療費扶助で、助成件数の増加によるものです。

2目予防費、補正額299万4,000円の減。10需用費225万5,000円の減。医薬材料費で出生数の減による執行残です。11役務費6万6,000円の減。蜂の巣駆除手数料で、駆除事案が生じなかったため、減額するものです。12委託料109万5,000円の減。予防接種委託料39万8,000円。乳幼児予防接種委託料69万7,000円の減で、執行残です。18負担金補助及び交付金33万円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、第4期特定健診等制度改正に伴うシステム改修費用をお願いするものです。22償還金利子及び割引料9万2,000円。緊急風疹抗体検査等事業補助金返還金で、令和4年度補助金実績に伴い、国へ返還するものです。

3目医療給付費、補正額248万1,000円の減。特定財源の国道支出金117万7,000円の減は、重度心身障害者医療費補助金です。19扶助費251万4,000円の減。重度心身障害者医療費扶助で、執行残です。22償還金利子及び割引料3万3,000円。養育医療国庫負担

金返還金で、令和4年度の精算実績に基づき国へ返還するものです。36ページにまいります。

6目蘭越診療所費、補正額382万5,000円の減。特定財源のその他190万円の減は、予防接種料500万円の追加、保険診療収入700万円の減、医療介護障害施設等物価高騰対応支援金10万円です。10需用費110万円医薬材料費で、薬剤等の不足分の追加をお願いするものです。11役務費7万5,000円。通信運搬費で、電話料です。12委託料500万円の減。診療業務委託料430万円の減は、医師の休職によるもので、臨床検査委託料70万円の減は執行残です。

7目保健福祉センター費、補正額29万3,000円。10需用費29万3,000円。燃料費で、保健福祉センターの重油22万7,000円と、電気料6万6,000円の追加をお願いするものです。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん芥処理費、補正額245万7,000円の減。1報酬129万1,000円の減。会計年度任用職員の報酬の減です。次のページになります。3は説明を省略いたします。10需用費50万円の減。消耗品費で執行残です。12委託料49万6,000円の減。水質検査業務委託料で執行残です。

3目浄化槽整備費、補正額86万6,000円の減。特定財源の国道支出金10万1,000円の減は、浄化槽設置整備事業補助金です。18負担金補助及び交付金86万6,000円の減。浄化槽設置整備事業補助金で、申請件数の減によるものです。

4款衛生費 3項上水道費 1目飲用水施設整備費、補正額74万2,000円の減。27繰出金74万2,000円の減。簡易水道事業会計繰出金の減です。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、補正額431万6,000円。特定財源の国道支出金911万円は、担い手確保・経営強化支援事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金です。7報償費50万7,000円の減。粃殻燃料製造作業等謝礼で執行残です。10需用費39万3,000円の減。消耗品費で執行残です。12委託料20万3,000円の減。粃殻燃料棒製造事業委託料で執行残です。38ページにまいります。17備品購入費2万5,000円の減。メッシュパレットで執行残です。18負担金補助及び交付金544万4,000円。補助金として、振興作物奨励事業148万5,000円の減から、加工農産物生産支援事業20万円の減まで執行残です。次の担い手確保を経営強化支援事業419万2,000円は、経営強化に資

する農業者1名が、国からの事業採択を受けましたので、補助するものです。次の施設園芸生産基盤緊急支援事業448万7,000円は、道の暑熱対策事業で、トマト、メロン等の施設園芸農家に対し、暑熱軽減資材等の購入費助成を行うものです。次の鳥獣被害防止対策用電気柵整備支援事業補助金77万円の減は執行残です。次のページになります。環境保全型農業直接支払交付金で、対象農地の面積増加に伴い、交付金の追加をお願いするものです。

4目農地費、補正額16万1,000円の減。27繰出金16万1,000円の減。農業集落排水事業会計繰出金です。

6目ほ場整備事業費、補正額7,992万4,000円。特定財源の国の支出金1,311万2,000円は、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金、中心経営体農地集積促進事業補助金、換地計画業務委託金です。地方債の1,080万円は、豊国地区ほか5地区の道営農地整備事業債と、客土推進事業債、過疎債ソフト分です。また、その他4,854万9,000円につきましては、豊国地区ほか5地区の道営農地整備事業分担金と、豊国地区ほか4地区の中心経営体農地集積促進事業分担金です。18負担金補助及び交付金7,992万4,000円。負担金として、豊国地区道営農地整備事業123万円の減から、名駒地区道営農地整備事業1,189万5,000円の追加まで、事業費変更によるものです。次に、交付金として、豊国地区中心経営体農地集積促進事業9万6,000円の減から、40ページになります。名駒地区中心経営体農地集積促進事業165万9,000円の減まで、事業費の確定による執行残です。

9目中山間地域等直接支払事業費補正額260万9,000円の減。特定財源の国道支出金195万7,000円の減は、中山間地域等直接支払交付金です。18負担金補助及び交付金260万9,000円の減。中山間地域等直接支払交付金で、国の割当配分の変更によるものです。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、補正額428万4,000円の減。特定財源のその他114万5,000円の減は、森林環境譲与税基金繰入金です。18負担金補助及び交付金428万4,000円の減。補助金として、除間伐推進対策事業313万9,000円の減と、林業機械等導入事業114万5,000円の減は、事業確定に伴う執行残です。次のページになります。

3目町有林整備費、補正額107万1,000円の減。特定財源の国道支出金64万5,000円の減は、造林事業補助金です。12委託料42万8,000円の減。造林地等調査整備委託料で執行残です。14工事請

負費 14万3,000円の減。造林地地拵新植工事で執行残です。15 原材料費 50万円の減。新植苗木ほかで執行残です。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額 84万円の減。18 負担金補助及び交付金 84万円の減。ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会負担金で、北海道消費者行政事業補助金の確定により、構成市町村の負担金を減額するものです。

2目商工振興費補正額 281万6,000円の減。特定財源の地方債 40万円の減は、らぶちゃんカード会特別企画事業債、過疎債ソフト分です。18 負担金補助交付金 281万6,000円の減。補助金として、蘭越町緊急経営対策融資事業 35万円の減から、蘭越町創業支援事業 121万6,000円の減まで事業実績に伴う執行残です。

4目観光費、補正額 4,913万円の減。特定財源の地方債 120万円の減は、蘭越町観光物産協会運営事業債、過疎債ソフト分で、その他 4,000万円の減は、ふるさと想う寄附金です。今年度の当初予算で、ふるさと納税寄附金として1億円を予算計上しておりましたが、目標額に及ばず、寄付額約 6,000万円と見込まれることから、寄附金の減額と合わせて所要費用を減額するものです。7報償費 1,600万円の減、ふるさと納税寄附者謝礼で、ふるさと納税返礼品の減です。42ページを御覧願います。11 役務費 1,213万円の減。通信運搬費で、ふるさと納税返礼品等に係る郵便料 300万円の減と、次の手数料 913万円の減は、ふるさと納税システム取扱 850万円、寄附金受領証明書発送 63万円をそれぞれ減額するものです。24 積立金 2,100万円の減。ふるさとを想うまちづくり基金積立金を減額するものです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額 307万9,000円の減。特定財源のその他 326万5,000円の減は、雪秩父利用料 840万円、食料 155万円の減に、蒸気噴出宿泊業等逸失利益補償金 668万5,000円を計上し、歳出充当するものです。1 報酬 89万7,000円の減。会計年度任用職員報酬で雪秩父を勤務地として観光振興支援に携わる地域おこし協力隊 1名を公募しておりましたが、採用に至らなかったため、減額するものです。3は説明を省略します。10 需用費 73万円の減。消耗品費 3万円の減は、地域おこし協力隊員の消耗品です。燃料費 20万円の減は灯油で、執行残です。次のページになります。食事材料 50万円の減は執行残です。18 負担金補助及び交付金 42万5,000円の減。地域おこし協力隊員助成事業補助金で、住宅料・研修費等の助成費用を減額するものです。26 公課費 100万円の減。入湯税で執行残です。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額10万6,000円の減。12委託料10万6,000円の減。町道改良舗装に伴う現況図調整委託料で執行残です。

2目道路維持費、補正額131万4,000円の減。特定財源の国道支出金113万7,000円は、社会資本整備総合交付金で、地方債の110万円の減は、町道舗装補修事業債、過疎債ソフト分です。12委託料65万1,000円の減。町道草刈委託料13万5,000円の減から、道路橋応急対策設計委託料10万3,000円の減まで執行残です。14工事請負費66万3,000円の減。町道舗装補修工事38万5,000円の減から、44ページにまいります。役場山開センター通線縁石改修工事13万3,000円の減まで執行残です。

3目町道新設改良費、補正額264万4,000円の減。特定財源の国道支出金235万円は、社会資本整備総合交付金です。地方債の260万円の減は、石淵逆川沿線改良舗装事業債ほか、豊国橋土現通線、緑ヶ丘団地上線、豊国旭台線、港小学校2号線、岩谷農場線、水上配水池線、上里新区画線の事業債です。12委託料93万3,000円の減。上里新区画線測量設計委託料18万7,000円の減から、港小学校2号線用地確定測量委託料10万円の現場で執行残です。14工事請負費171万1,000円の減。豊国橋土現通線改良総工事62万円の減から、次のページになります。岩谷農場線排水整備工事34万円の減まで執行残です。

5目橋りょう新設改良費補正額492万円の減。特定財源の国道支出金2万5,000円は、道路局所管補助金で、地方債の380万円の減は、橋りょう長寿命化補修事業債です。12委託料112万円の減。道路橋定期点検業務委託料で執行残です。14工事請負費380万円の減。小南部橋橋りょう補修工事140万円の減から、白井川橋橋りょう補修工事40万円の減まで執行残です。

6目除雪費、補正額36万9,000円。10需用費36万9,000円。修繕料で、ロータリー除雪車のエンジン冷却システムの修理費用をお願いするものです。

8款土木費 3項河川費 2目河川維持費、補正額171万7,000円の減。特定財源の地方債190万円の減は、ホロシツナイ川、吉崎の沢川、松村沢川の護岸事業債と、普通河川浚渫事業債です。12委託料60万5,000円の減。吉崎の沢川測量設計委託料、松村沢川測量設計委託料で、いずれも執行残です。14工事請負費111万2,000円の減。ホロシツナイ川護岸工事、蘭越第一川ほか浚渫工事で、いずれも執行残で

す。46ページにまいります。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額40万1,000円。10需用費40万1,000円。修繕料で、昆布C団地の換気扇や浴室ドアなど居住内の修理費用に不足が生じるため、追加をお願いするものです。

3目定住促進住宅建設費、補正額200万5,000円の減。特定財源の地方債160万円の減は、昆布地区定住促進子育て支援住宅公園整備事業債、さくら団地定住促進住宅購入事業債、旧昆布診療所改修事業債です。12委託料27万5,000円の減。旧昆布診療所改修工事監理委託料で、執行残です。14工事請負費93万円の減。昆布地区子育て支援住宅公園整備工事、旧昆布診療所改修工事で、いずれも執行残です。16公有財産購入費、補正額80万円の減。さくら団地定住促進住宅購入費で執行残です。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額58万5,000円の減。特定財源のその他22万円の減は、森林環境譲与税基金繰入金です。12委託料37万円の減。公園管理委託料で執行残です。14工事請負費21万5,000円の減。緑ヶ丘団地児童遊園木製遊具設置工事で執行残です。

9款消防費 1項消防費 1目常備消防費、補正額244万1,000円の減。18負担金補助及び交付金244万1,000円の減。次のページにまいります。羊蹄山ろく消防組合負担金で、共通経費の減によるものです。なお、消防費の明細につきましては、参考資料⑨に記載しております。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額580万2,000円の減。特定財源の地方債350万円の減は、外国語指導助手派遣事業債と、蘭越町高校教育振興対策事業債で、過疎債ソフト分です。3、4は説明を省略します。18負担金補助及び交付金170万2,000円の減。蘭越高等学校教育振興対策事業補助金で、執行残です。

3目奨学金、補正額108万円の減。特定財源のその他108万円の減は、子ども・子育て基金繰入金と、奨学資金償還金です。18負担金補助及び交付金72万円の減。奨学資金給付金で、新規の給付者が生じなかったため、減額するものです。20貸付金36万円の減。奨学資金貸付金で、既金貸付者、大学生36万円を減額するものです。

4目スクールバス費、補正額89万3,000円の減。特定財源の地方債30万円の減は、スクールワゴン車購入事業債です。12委託料60万

円の減。スクールバス運転管理業務委託料で、48ページにまいります。校外部活動各種大会の休止等により、使用回数が減少したことから、随時委託料60万円を減額するものです。17備品購入費29万3,000円の減。スクールワゴン車で執行残です。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額9,351万7,000円。特定財源の国道支出金1,490万3,000円は、学校施設環境改善交付金で、地方債の7,910万円は、昆布小学校空調設備設置事業債と蘭越小学校空調設備設置事業債です。14工事請負費9,351万7,000円。蘭越小学校体育館屋上防水改修工事50万円の減は執行残です。次の蘭越小学校空調設備設置工事9,401万7,000円は、蘭越小学校全室のエアコン設置に当たって、国の交付金と補正予算債の財源をもっての事業前倒しによるもので、全額繰越明許費で計令和6年度に執行をお願いするものです。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額566万7,000円の減。特定財源の国道支出金14万5,000円は、学校施設環境改善交付金と、部活動指導員配置促進事業補助金です。地方債の130万円の減は、蘭越中学校大規模改修事業債、蘭越中学校空調設備設置事業債、蘭越中学校屋体トイレ改修事業債です。1報酬139万8,000円の減。部活動指導員に係る会計年度任用職員報酬で執行残です。8旅費23万9,000円の減。部活動指導員の通勤に係る費用弁償で執行残です。10需用費350万円の減。光熱水費で、中学校の電気料です。次のページになります。12委託料53万円の減。蘭越中学校改修実施設計委託料で執行残です。

10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費、補正額41万4,000円の減。7報償費41万4,000円の減。生涯学習推進講座講師謝礼と教育活動推進員謝礼の減で、講座の中止等によるものです。

2目町民センターらぶちゃんホール費、補正額80万円の減。10需用費80万円の減。光熱水費で、ロードヒーティングの稼働日数の減少等により電気料を減額するものです。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額105万円。18負担金補助及び交付金105万円。体育振興奨励事業補助金で、児童・生徒の全日本ジュニアスキー選手権大会、クロスカントリー及びアルペン競技の出場によるものです。

2目体育施設費、補正額30万円の減。12委託料30万円の減。施設維持管理業務委託料で執行残です。50ページを御覧願います。

1 1 款災害復旧費 1 項土木施設災害復旧費 2 目過年発生単独災害復旧事業費、補正額 2 6 万 2, 0 0 0 円の減。特定財源の地方債 3 0 万円の減は、過年発生単独災害復旧事業債です。1 4 工事請負費 2 6 万 2, 0 0 0 円の減。町道鮎川線災害復旧工事で執行残です。

1 2 款公債費 1 項公債費 1 目元金、補正額 1 5 万 8, 0 0 0 円。2 2 償還金利子及び割引料 1 5 万 8, 0 0 0 円。町債元金で、借入利率の変更等によるものです。

2 目利子、補正額 7 5 万 2, 0 0 0 円の減。2 2 償還金利子及び割引料 7 5 万 2, 0 0 0 円の減。町債利子の減額で、借入利率の変更によるものです。

歳入に戻ります。

1 1 ページを御覧願います。

1 2 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税、補正額 3, 3 1 8 万 3, 0 0 0 円。1 地方交付税 3, 3 1 8 万 3, 0 0 0 円。普通交付税の追加で、昨年 1 2 月、国の補正予算の成立に伴い、基準財政需要額の再算定が行われ、1 2 月 1 2 日に追加交付されました 3, 3 1 3 万 8, 0 0 0 円について、歳入補正をお願いするものです。これにより、令和 5 年度の普通交付税額は 2 9 億 7, 5 3 1 万円となり、前年対比で 7, 4 9 4 万 1, 0 0 0 円。2. 6 % の増となっております。

1 4 款分担金及び負担金から、1 6 ページにまいります。1 7 款道支出金までは説明を省略いたします。

1 8 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入、補正額 5 0 0 万円。1 土地売払収入 5 0 0 万円。一般競争入札により、町有地の宅地購買に伴う売払収入です。

1 9 款寄附金、2 0 款繰入金は説明を省略いたします。1 7 ページになります。

2 1 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 2, 9 7 1 万 1, 0 0 0 円。1 繰越金 2, 9 7 1 万 1, 0 0 0 円。前年度繰越金の追加です。

2 2 款諸収入、1 8 ページにまいります。

2 3 款町債の、2 1 ページまでになりますけども、こちらは説明を省略させていただきます。

次に、5 ページを御覧願います。

第 2 表繰越明許費補正につきまして、御説明申し上げます。

追加でございますが、2 款総務費 1 項総務管理費、事業名、農村研修センター建設事業 1 億 8, 3 6 8 万 3, 0 0 0 円は、翌年度に繰り越して

使用するものです。次の物価高騰対応重点支援対策事業387万円は、事業費の一部を翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、3項住民基本台帳費、事業名、社会保障税番号システム改修事業929万5,000円は、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、6款農林水産業費 1項農業費、事業名、担い手確保・経営強化支援事業419万2,000円から、名駒地区道営農地整備事業1,262万5,000円までの6事業は、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、10款教育費 2項小学校費、事業名、蘭越小学校空調設備設置事業9,401万7,000円は、翌年度に繰り越して使用するものです。

次に、廃止でございますが、3款民生費 2項児童福祉費、事業名、蘭越保育所空調設備設置第1工区事業3,200万円は、昨年12月定例会の補正予算第6号におきまして、繰越明許費を設定させていただきましたが、キュービクルの制作工期が早まり、年度内工事が可能となったことから繰越明許費を廃止させていただくものです。

次に、6ページを御覧願います。

第3表債務負担行為補正につきまして、御説明いたします。

追加でございますが、じん芥収集運搬業務委託、期間は令和6年度で、限度額を3,250万円とするものです。

次の資源ごみ収集運搬等業務委託も、期間を令和6年度とし、限度額を2,900万円とするものです。

次の回収資源ごみ分別委託も同様で、限度額を600万円とするものです。

なお、この3委託につきましては、令和6年度予算におきまして、年度当初の4月1日から業務契約の履行を行う必要があるため、債務負担行為を設定させていただき、年度開始前の入札をお願いするものです。

次に、7ページを御覧願います。

第4表地方債補正につきまして、御説明いたします。

追加になりますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で限度額を100万円とするものです。

なお、利率、償還の方法につきましては御覧の内容です。

次に、限度額の変更で、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は5億6,990万円でしたが、1億6,390万円を追加し、7億3,380万円とするものです。

公共事業等債ですが、補正前の限度額は370万円でしたが、1,130万円を追加し、1,500万円とするものです。

学校教育施設等整備事業債ですが、補正前の限度額は4,450万円でしたが、7,840万円を追加し、1億2,290万円とするものです。

緊急自然災害防止対策事業債ですが、補正前の限度額は7,180万円でしたが、220万円を減額し、6,960万円とするものです。8ページを御覧願います。

緊急防災・減災事業債ですが、補正前の限度額は3,700万円でしたが、20万円を減額し、3,680万円とするものです。

次の緊急浚渫推進事業債ですが、補正前の限度額は3,200万円でしたが、40万円を減額し、3,160万円とするものです。

最後の災害復旧事業債ですが、補正前の限度額は1,850万円でしたが、30万円を減額し、1,820万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は、13時15分といたします。

質疑は、再開後に行います。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第11号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 4点ほど質問いたします。

先ほどの説明で理解できた部分もあるんですけども、改めて質問します。

まず、6ページの債務負担行為です。

収集業務の、この三つの事業、先ほど3月中に入札をしいたいために、債務負担行為を設定をしたという、そういう説明がありました。そうだろう

なというふうにして、そのことをちょっと質問したかったんですけども、それは了解しましたので、それで、実はですね、昨年3月の議会のときに、補正で債務負担行為が設定されて、幽泉閣の夜間警備の業務と、それから集排の業務についても、こういう同じようなかたちで執行したいというそういう補正予算が実はありました。そのときに、私、これ以外にもうそういう業務はないんですかと、いわゆる4月1日に入札を執行するけども、それ以前からもう業務がスタートするような業務は、ほかにないんですかという、そういう質問を、実はしました。それはないですという、そういう答弁だったんで、それ以上は追求はしませんでしたけれども、今回、やっぱりこういうかたちで、収集業務については、4月1日の入札執行時以前からもう業務が動き出すということがやっぱりあるから、こういう債務負担行為の設定をしたんだなというふうに理解をしております。

もう一度ですけれども、これ以外にないんですかと。いわゆる4月1日の入札を、例えば10時なら10時に、本年度の入札を執行する以前から、もう動かなければならないような業務の委託っていうのはほかにないでしょうかということ、もう一回、確認したいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

2点目です。歳入の16ページです。

ふるさとを想う寄附金が4,000万円の減。1億を予定してたけれど6,000万円しかありませんでしたという、先ほどの説明で納得をします。それはそれで予定してたけれども、なかなか寄附が集まらなかったということは、やむを得ないんですけれども、これは歳出のほうとも関連しますけれども、これはなぜそういうふうに4,000万円減をせざるを得ないことになったのかと。蒸気噴出事故の影響なんですかっていうところをですね、どういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

3点目です。歳出の23ページです。

退職手当組合の負担金が、現行予算では6,900万なんですけども、それが2,600万円減になるということなんですけれども、何かちょっと説明をされてたようなんですけれども、ちょっとなんか聞き逃してしまったんですけれども、大きく退職手当組合の負担金が減額をするその理由をちょっともう一度、説明をいただきたいなと、何か制度変更があったのか、それともいわゆる当初予定していた退職者の変更等があったのかというところについてお聞きしたいと思います。というのは、例えば令和6年度

の雑入で過年度還付金が1,600万円ぐらい歳入で入ってるんですね。つまり、今年、令和5年度の2,600万円減をしても、なおかつ来年度の当初予算で雑入が1,600万円あるほど、そういうなんでそんなに大変、激変してるのかっていうところをわかったら教えてほしいなというふうに思います。

最後です。25ページ、財政調整基金費です。

令和5年度も非常に様々な事業があって、非常に財政運営は大変だったというふうに理解しているんですけども、そういう中であっても、今年度も2億1,800万円を積み増すことができた。同時に、子ども基金についても1,100万円積み増すという、こういう非常に財政をされてる努力については評価をしたいなというふうに思うんですけども、この2億1,800万円を積み増すことができたその財源は、主な財源は、先ほどの説明でも、交付税も3,300万とか、前年度繰越金の3,000万とか、大物については何となくこの予算の中身を見るとわかるんですけども、それ以外で、いわゆる事業費の確定による不用額ってということも含めてですね、大きなものを、こういうものがあつたというところを、もう少し教えていただければありがたいなというふうに思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 難波議員の御質問にお答えします。

私からはですね、債務負担行為、それから退職手当組合、それから財政調整基金の3点についてお答えいたします。

債務負担行為につきましては、先ほどちょっと繰り返しになりますけども、御承知のとおり、その入札執行前に、この3委託を行うために、債務負担行為を設定させていただいたということです。ほかにこのような事業が存在しないのかということでございます。先ほど言った幽泉閣の業務、それから下水道の業務等々あるところなんですけども、今、私どもの、今の中ではですね、10月1日の入札であとは対応できるというように考えておりますので、この予算の中では、すいません。4月1日のですね、当初予算の入札で対応できるということでございますので、今、この予算の中では大丈夫だというふうに考えております。

2点目の退職手当組合につきましては、具体的に言うと、定年延長に係る制度の改正によるものです。これまで3年に一度のスパンでですね、退

職手当組合の精算方式がとられておりまして、事前納付というかたちで町からそれぞれ率の中で毎年決まった率で納付して、その精算還付というかたちで受けておりました。この定年延長が入ることによりまして、退職手当組合の制度自体が改正されまして、これは毎年ですね、事前納付という概念がなくなったものですから、今年度この事前納付の関係で、令和5年度ですね、その分減額させていただきまして、令和6年度、その分を還付で受けるというような流れになっておりますので、これは制度の改正によるものということで理解していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、最後、財政調整基金の関係です。

今回、全体で2億1,800万円、財調、減債、公共施設と合わせて積立させていただいております。大きな財源としては、これまで留保しておりました繰越金約3,000万、それから、執行残の関係で言えば、それ相応にあるんですけども、あとは地域づくりの総合交付金、追加で交付された財源だとか、一番大きいのは、普通交付税の追加分3,000万、これらの財源が入ってきてるということも考えられております。あとは、そういった意味では執行残が主なかたちになりますけども、これまで、議員の皆様から御指摘されされておりますとおり、決算審査におきましても、極力歳入歳出とも執行残を残さないというような概念に則ってですね、徹底的にこちらのほうも今回の補正で上げてくださいというようなかたちで、今回、50ページにわたる補正予算になっておりますが、ほとんど執行残の関係で、そういった意味で大きく財源のほうの確保ができて、積立に関しては、取り崩す分と、積み立てる分と、大体、昨年と同様、今現在の基金残高を元に積み立てして戻させていただいているというような考えで積んでおりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 金子商工労働観光課主幹。

○商工労働観光課主幹（金子国昭） はい。難波議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附金ですが、6,000万円というかたちで、4,000万円減額の理由なんですけど、今年度から中間事業者のほうを導入し、事業というか寄附金アップを目指したんですけど、当初、年度初めからですね、中間事業者を入れることができず、9月から中間事業者のほう入れて

7か月の間で、今、寄附金の増額に努めているところです。ちょっと準備期間も入れて7月から、一応、業者のほうとですね、いろいろと今後も寄附金アップのほうを目指してはいたんですが、当初の1億円にちょっと届かなかったということで、今回4,000万減額というかたちにした次第です。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 風評被害のほうは。

○商工労働観光課主幹（金子国昭） すいません。風評被害のほうは、特段、影響なかったと考えております。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） もう一度お願いします。

その寄附金のことなんですけども、単純に、私はいわゆる返礼品でほぼほぼらんこし米ですから、そういうことで事故以来、それが減ったのかなって単純に思ったんですけれども、そうじゃないということでちょっと安心しましたけれども、もう一回、何の事業者が関わってたいたのか、ちょっといつから、どういうことか、もうちょっとそこを教えてください。

○議長（熊谷雅幸） 金子商工労働観光課主幹。

○商工労働観光課主幹（金子国昭） はい。難波議員の再質問にお答えいたします。

中間事業者ですが、熊本県にあるサイバーレポートという会社のほうに依頼してですね、9月から開始していただいているところです。2か月前から一応事業のほうは進めてはいたんですけれども、改修ですとか、そのホームページの改修ですとか、サポート云々は9月から正式に始めている、そういうようなかたちで進めております。それ以降でですね、返礼品のほうも倍に、200件ほどに増えているような状況で、やはり、返礼品の商品が増えていくと、やはり寄附金のほうのアップにつながっているというような状況であります。以上であります。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番 淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい。1点だけちょっと教えてください。

33ページの積立金、子ども・子育て基金積立金ということで、1,133万2,000円追加ということで積み立てるということで、そして戻って、その1,133万2,000円、1,000万円、一般財源で133万2,000円というのが、さっきの31ページの特定財源ということで説明あったんですけども、その部分で、奨学資金の貸付収入ということで御説明があったんですけども、そうすると、歳入の中で、17ページを見ますと、奨学資金の部分で81万円追加ということで、この差というか、どのような充当の仕方されているのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（熊谷雅幸） 1点ですね。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 御質問にお答えいたします。

奨学資金17ページ、奨学資金償還金81万の追加の内容でございます。償還金の、まず、3、2、1、こちらのほうにあたって133万2,000円、これを充当されて、10款の1項3目、ここの奨学金、ここにですね、52万2,000円の減額ということになっておりまして、ここの充当の行き来の関係でこの金額になっておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番 淀谷議員。

○3番（淀谷融） すいません。勘違いしてるのかもしれませんが、歳入の部分で、追加の分で80万円といたら、ここのところ振替でそのまま来るのかなと思ってたんですよ。その10款じゃなくて、そのまま133万2,000円が奨学資金のところで、貸付収入の追加ということで来て、そのまま特財のイコールになるのかなというふうに思っていたんですよ。だから、基本的には全体が合っていて、その10款に、その部分でさっき言った、充当したっていう、そっちのほうにも、それは減額したということか。減額して52万2,000円、この分を、52万2,000円は追加。80、10万の追加ということは、そっか。52万の差額の分

でその部分の80万。81万円か。を追加したと。それで133万2,000円を積み立てたということなんですよ。そうすると、奨学資金の償還された部分というのは、一度、何て言うか、積み立てないで、そのまま歳出の部分ね、何て言うのかな、そっちのほうに歳出で支出されていくっていうシステムなんでしょう。

○議長（熊谷雅幸） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） 奨学資金の充当の関係でございます。

まず最初に、奨学資金の償還金のほう、歳出のほうに充当いたしまして、残った分で足りない部分につきましては、子ども・子育て基金から充当を当初予算のほうではしているところでございます。この度、奨学資金の償還金として繰上償還が81万円、予算以上にありましたので、その分を追加補正を、歳入のほうで追加補正をいたしまして、ただいま総務課長からお話がありましたとおり、子ども・子育て基金のほうを55万8,000円減額しまして、さらに奨学資金のほうに充当していた52万2,000円を、さらに歳入を減額して、合わせて130。ごめんなさい。108万円ですか、その分を減額したという経過でございますので御理解いただければと思います。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） すいません。

そしたら、奨学資金が返ってきたら奨学資金の歳入に一回入れるということですよ。入れて、それから歳出でまたみるという。その中の充当してる中の部分で相殺されたと。わかりました。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 先ほど難波議員からもあった16番の財政、財調の件なんですけども、先ほど総務課長が、1年間で使ったですね、基金、相殺するようなかたちで返しましたよ、それを返すことができたんでっていうことが大体、主な話だったんですが、これによってですね、今、この

3月にこれは2億1,000万積み立てできたってことで、今後、予測される繰越金が大体どのくらいのめどになるのかなど。また繰越金をまた半額、基金として使わなきゃならないっていうことになってますので、そのへんのことをですね、ちょっとまだ、5月閉鎖ですから、5月まで駄目だって言ったら、5月までだめなのかもしれないですけど、およそ今の段階で大体予測できて、要するに、これだけの不用額をきちっと積み立てできると持って来てるので、概算でもいいから、そういう今後の繰越金の扱いについてもちょっと概略で教えていただきたいのと、ずいぶん前にもですね、ちょっと伺ったんですけども、これは不用額が出て、款項の流用っていうのはできないんですけども、例えば、私たちがわからないのは、今も予算、明後日から予算委員会が始まりますけども、この予算に出てきた、政策のほかに、漏れた政策があるんじゃないかって、例えば、なかなか良いけど予算の限りでやっぱり駄目ですっていう、漏れた。逆に言うと、予選から漏れた、とっても良いやつ、そういうのを年度内に不用額とかです、救えないのか、逆に言ったら、私たちどういう政策が漏れてる、なくなってるかってのはわからない。逆に言ったら、いただいてですね、一般会計予算、これ、特会の予算、これのしかわからないんですけども、なかなかそれですね、意外と目の流用というのは、ちょっと金額的にも小さくなってできないのかもしれないですけど、そういうのっていうのは、やっぱり議員必携にも、款項については流用できないって書いてるんですけども、なんとかその年度内にも、今まで採択されなかったですね、事業とかそういうのをですね、明らかにして、年度内追加でですね、予算化できるとかそういうことできないものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） はい、永井議員からの2点の質問でございます。まず1点目、繰越金についてでございます。

今年度繰越金については、今、概ね歳入歳出の決算見込み、これを大体出しております、今の見込みでは約2億5,000万円、この2億5,000万円を試算しているのは、特別交付税で約3億円と見込んでの2億5,000万円です。一番繰越金に影響するのは、今、これから来るであろう特別交付税の財源が大きな財源が占めます。昨年ですと、4億とかになってるのかもしれないですけども、今年も雪の関係があってちょっと期

待はしてるんですが、金額が仮に4億とかになるとですね、3億を超える繰越金がかかると出てくるんじゃないかというような期待はしているところでございます。そういった意味で、繰越金をもって来年度に向けて事業を執行していくわけですけども、繰越金の使い方の考え方です。そもそも、この繰越金というのは、当然、修理だとか、主には緊急のことの補正予算というのは基本的に使います。いろんな事業、単独事業で使えるのは当然なんですけども、御承知のとおり、その半分は財政調整基金に積み込まなければならないといったことで、最終的にはこういう積み方をしているところではございますけれども、なかなか基本的には、本当に緊急時、急ぎのことだとか、事業執行のことを補正予算でやるんですけども、当初予算で仮にその漏れた事業がどうこうっていう話は以前にもありました。私ども含めて予算査定、町長査定においてはですね、現実、その予算を見るに当たっては、今年度この事業が全体でできなかったとは言いながらも、次年度、もしくはその翌年度に可能なものであるのかどうなのかっていうのをまず精査してですね、それがどこまでどう必要なのかっていうのをしっかりそこで見極めながら予算を組んでおります。ですので、基本的には、当初予算である程度見積もって、この当初予算に乗っかってきていない部分についてはですね、年の途中でよっぽど財源があるからこれを復活しますよという言い方は私もしませんし、当然、その中で決められた予算の中で、当初予算の中で執行していくものですから、どうしてもそれがまた必要であれば、翌年度の当初予算で、これはどうだっていう話になるかというふうには考えております。ですので、削られた事業という言い方はどうかあれなんですけども、しっかりと精査した中で当初予算を組みながら事業をやっているという解釈をしていただければなというふうに思いますので、御理解願います。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員。

○10番（永井浩） はい。とにかく必要なものは必要で、きちっと当初予算から組んでやってると。お金が余ったからってそれをやるってわけじゃなくて、必要だったら途中できちっと補正を組んでやっているということだと思います。私はですね積み立てすることに大賛成なんですよね。だから、前にも言いましたけども、やっぱり一般会計ぐらい積まなきゃやっぱり駄目ですよっていう考えでいるんですが、というのも、あと20年もしないうちに蘭越町の人口推計というのは、本当に今の半分ぐら

いになるんじゃないか、2,500人ぐらいになるんじゃないかって。2,500人で予算組めるのか、やっぱり、よく子どもたちに、未来の子どもたちのためにというけど、やっぱり未来の子どもたちに残すってやっぱり積立金だと思うんですね。がっちりとサポートできる、将来20年経ってもサポートできるような基金を保つということが、我々のもので、仕事だと思うので、今の蘭越町の会計はもう素晴らしいので、これを何とか維持して欲しいし、今後もですね、うまくバランスよく、その年度によってはできない、基金を積み立てることができないような状況に陥るかもしれませんが、このままのですね、財政力で保っていただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ありがとうございます。

そのとおりですね、私も、その今の基金の考え方ですけども、今回はこのようなかたちで約、一般会計で50億、令和4年度末で49億ですので、ほぼ同額の金額を維持できているということでございます。ただ、議員御承知のとおり、来年度予算ではですね、約7億5,000万という膨大な財政調整基金と、公共施設整備基金、これを崩さなければ予算が組めないということは事実なんです。そういったことで、この金額をですね、仮に7年続くと、この50億という一般会計も既になくなってしまって、この町自体の存続も実際どうなのかなというふうなことにもなります。ですので、この基金の取り崩しと積み戻しといいますか、この部分のバランス、あと起債の借り入れ、ここは本当に慎重に考えていかなければ、あと事業の選択と集中です。それを私ども当局としても、慎重に考えて、やるべきことに投資する時は投資する、そういうところでしっかり事業を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和5年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第11、議案第12号令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長(福原明美) ただいま上程されました、議案第12号令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は2億4,550万円で、この総額からそれぞれ739万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,815万7,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。7ページを御覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額16万9,000円の減。特定財源のその他16万9,000円の減は、一般会計繰入金です。12委託料国保総合システム保守業務委託料8万3,000円の減。国保総合システムに関わる無償保証期間が満了となることから、有償保守委託料の計上をしておりましたが、無償保証期間が1年間延長されたことから、減額をお願いするものでございます。18負担金補助及び交付金国保連合会負担金8万6,000円の減。国保総合システム業務端末及びプリンターの入札に伴い、負担額が確定したことから減額をお願いす

るものでございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目広域連合負担金、補正額 6 4 8 万円の減。特定財源のその他 1, 0 9 0 万 3, 0 0 0 円の減は、一般会計繰入金です。1 8 節負担金補助及び交付金 6 4 8 万円の減。後志広域連合の国民健康保険事業運営分賦金で、本年度の医療費減額によるものです。

2 款保険事業費 1 項特定健康診査等事業費 1 目特定健康診査等事業費、補正額 3 8 万 8, 0 0 0 円の減。特定財源その他 3 8 万 8, 0 0 0 円の減につきましては、一般会計繰入金です。7 報償費 5 万 3, 0 0 0 円の減。特定保健指導栄養士謝礼です。1 2 委託料 3 3 万 5, 0 0 0 円の減。特定健康診査委託料で、受診者の減によるものです。

2 款保健事業費 2 項保健事業費 1 目疾病予防費、補正額 3 5 万 6, 0 0 0 円の減。特定財源のその他 3 5 万 6, 0 0 0 円につきましては、一般関係繰入金です。1 2 委託料 3 5 万 6, 0 0 0 円の減。人間ドック検診委託料で、受診者の減によるものでございます。

つづいて、歳入について御説明申し上げます。5 ページにお戻りください。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額 1, 1 3 2 万 1, 0 0 0 円の減。1 医療給付費分現年課税分 2 8 9 万 8, 0 0 0 円の減。2 後期高齢者支援金分現年度課税分 7 4 8 万 9, 0 0 0 円の減。3 介護給付金分現年度課税分 9 3 万 4, 0 0 0 円の減。いずれも決算見込みによる減額でございます。

4 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目一般会計繰入金、補正額 1, 1 0 7 万 2, 0 0 0 円の減。1 保険基盤安定繰入金軽減分 3 8 万 1, 0 0 0 円の減。2 保険基盤安定繰入金支援分 1 3 万 6, 0 0 0 円の減。保健活動事業費高齢者世帯減免の確定に伴う一般会計繰入分の減額で、いずれも決算見込みにより減額するものでございます。3 一般会計繰入金 1, 0 5 5 万 5, 0 0 0 円の減。過年度分賦金精算金等の充当により、税込不足分補填分の一般会計繰入を減額するものでございます。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 1, 0 2 5 万 1, 0 0 0 円。前年度繰越金でございます。6 ページになります。

6 款諸収入 3 項雑入 1 目雑入、補正額 4 7 4 万 9, 0 0 0 円。2 広域連合支出金 4 7 4 万 9, 0 0 0 円の追加。広域連合保険事業の決算見込み及び令和 4 年度国保事業分布金の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号令和5年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第13号令和5年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第13号令和5年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は9,149万1,000円で、この総額から8万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,140万6,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 8 万 5,000 円の減。特定財源のその他 8 万 5,000 円の減につきましては、一般会計からの繰入金で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により減額をするものでございます。18 負担金補助及び交付金 8 万 5,000 円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、保険料等負担金 8 万 5,000 円の減。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、減額をお願いするものでございます。

つづきまして、歳入について御説明申し上げます。5 ページを御覧ください。

3 款繰入金につきましては、歳出で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 13 号令和 5 年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第 13、議案第 14 号令和 5 年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山下健康推進課長。

○健康推進課長(山下志伸) ただいま上程されました議案第14号令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第3号につきまして、御説明いたします。

この会計の現在の予算総額は6,469万7,000円で、この総額から歳入歳出それぞれ245万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,224万5,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書、歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費、1目訪問介護等事業費、補正額319万3,000円の減。特定財源その他の20万円の減は社会保険料納付金です。1報酬210万円の減。会計年度任用職員報酬で欠員となっているホームヘルパーを公募してはいたけども、採用がなく、欠員期間の報酬相当分を減額するものです。3職員手当等19万4,000円の減。欠員に係る期末手当分です。4共済費50万円の減。欠員に係る市町村職員共済組合等負担金社会保険料です。10需用費30万円の減。ヘルパー車両のガソリン代で、決算見込みに伴う執行残です。13使用料及び賃借料9万9,000円の減。決算見込みに伴う執行残です。

2目通所介護事業費、補正額89万1,000円の追加。1報酬116万円の追加。会計年度任用職員報酬で、デイサービスこんぶの介護員及び調理員の採用に伴い、予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。8旅費8万6,000円の追加。会計年度任用職員に係る費用弁償です。次のページ、17備品購入費35万5,000円の減。デイサービス送迎車両購入費の執行残です。

3目居宅介護支援事業費、補正額15万円の減。1報酬15万円の減。会計年度任用職員報酬で、決算見込みに伴う執行残です。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

1款サービス収入 1項介護給付費収入 1目居宅介護サービス費収入、補正額30万円の減。決算見込みに伴う訪問介護費収入の減です。

2款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額19

5万2,000円の減。決算見込みに伴う一般会計繰入金の減です。

4款諸収入については、歳出で説明しましたので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号令和5年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第14、議案第15号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第15号令和5年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第4号について御説明いたします。

日帰り会食及び宿泊客など、当初の見込みより減少し、減収に対応するため、予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は3億560万1,000円で

ございまして、この総額から1,550万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,009万6,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、債務負担行為ですが、第2表債務負担行為によるものです。後ほど御説明いたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。8ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額485万円の減。2給料110万円の減。会計年度任用職員給です。3職員手当等300万円の減。時間外勤務手当、市町村職員退職手当組合負担金です。4共済費75万円の減。市町村職員共済組合等負担金です。

2款事業費 1項営業費 1目営業費、補正額1,065万5,000円の減。10需用費750万円の減。光熱費400万円の減。電気料で、見込みでの支出額が減少したため、減額するものです。売店用品150万円の減。食事料200万円の減です。11役務費100万円の減。9ページをご覧願います。インターネット予約システム取扱手数料です。13使用料及び賃借料120万円の減。浴衣、シーツ使用料です。17備品購入費40万円の減は、ワゴン車購入に伴い、当初購入金額が減少したため、減額するものです。26公課費55万5,000円の減。入湯税です。

つづいて、歳入について御説明いたします。6ページを御覧願います。

1款事業収入 1項事業収入 1目事業収入、補正額3,877万7,000円の減。1宿泊料663万円の減。2湯治料1,052万円の減。5入浴料450万円の減。7食事料1,347万円の減。夕食料です。9売店売上365万7,000円の減。一般売店売上です。

3款繰入金 1項基金繰入金 1目交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金、補正額1,700万円。1交流促進センター幽泉閣財政調整基金繰入金で、減収に伴い、幽泉閣事業維持のため基金から繰り入れ、追加するものです。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額378万9,000円。1繰越金378万9,000円の追加。前年度繰越金です。7ページを御覧願います。

5款諸収入 2項雑雑入 1目雑入、補正額248万3,000円。1

税収入55万5,000円の減。入湯税です。2雑入303万8,000円。蒸気噴出宿泊業等逸失利益補償金で、第4回定例会において7割分を補正いたしました。補償金額が確定したため、残り3割分を追加するものです。

つづいて、債務負担行為について御説明いたします。3ページにお戻りください。

この債務負担行為の設定は、特定の業務委託について、これまでの契約方法を変更し、新たな年度開始前に入札を行い、契約内容を確定させ、その効力を、4月1日午前0時から発生するために行うものです。

今回、債務負担行為を設定する幽泉閣の施設警備業務は、施設内安全管理のため、午後7時から翌朝7時まで警備業務を行う特殊な業務であることから、年度開始前に契約を確定させるため、予算の措置方法を変更するものであります。

では、設定する債務負担行為の内容について御説明いたします。

債務負担行為の事項は、施設警備業務委託で、設定する期間は令和6年度の単年度、限度額は578万9,000円です。

なお、この限度額は令和6年の歳出予算に計上した額と同額としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号令和5年度蘭越町幽泉閣事業特別会計会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第15号、議案第16号令和5年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(水上昭広) ただいま上程されました、議案第16号令和5年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。

会計年度任用職員の退職と、当初の収入見込みより減少し、減収に対応するため、予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は1,897万9,000円でございます。この総額から306万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,591万6,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款事業費 1項事業費 1目特産品製造開発事業費、補正額306万3,000円の減。1報酬150万円の減。会計年度任用職員報酬です。3職員手当等15万円の減。会計年度任用職員期末手当です。4共済費5万円の減。社会保険料です。8旅費5万円の減。費用弁償です。10需用費131万3,000円の減。消耗品費40万円の減。光熱水費15万円の減。電気料です。加工用原料76万3,000円の減。山菜16万3,000円の減。7ページにまいります。野菜60万円の減です。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧ください。

1款事業収入 1項事業収入 2目製造事業収入、補正額357万円の減。1製品売払収入357万円の減。三升漬け類15万円の減、キムチ類95万円の減、もろみ漬け類50万円の減、水煮類90万円の減、詰め合わせ類12万円の減、シソ・トマトジュースほか95万円の減です。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額50万7,000円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号令和5年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は14時25分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 日程第16、議案第17号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第17号令和5年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第4号につきまして、御説明いたします。

第2条は、令和5年度蘭越町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款簡易水道事業収益 第2項営業外収益、既決予定額4,564万3,000円から、今回の補正予定額74万2,000円を減額し、営業外収益の合計を4,490万1,000円とし、簡易水道事業収益の合計を1億3,475万3,000円に改めるものです。

次に支出でございます。

第1款簡易水道事業費用 第1項営業費用、既決予定額1億6,961万円から、今回の補正予定額80万5,000円を減額し、営業費用の合計を1億6,880万5,000円に、また第2項営業外費用、既決予定額275万1,000円に5万8,000円を追加し、営業外費用の合計を280万9,000円とし、簡易水道事業費用の合計を1億7,558万7,000円に改めるものです。

第3条は、令和5年度蘭越町簡易水道事業会計予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、今回の補正は支出のみとなります。

第1款資本的支出 第3項企業債償還金、既決予定額5,886万3,000円に5,000円を追加し、5,886万8,000円とし、資本的支出の合計を1億3,031万3,000円に改めるものです。詳細につきましては後ほど補正予算明細書で御説明申し上げます。

なお、第3条の条文で記載しておりますとおり、予算第4条中、資本的支出に対する資本的収入の不足額3,675万1,000円を3,675万6,000円に改め、また補填財源として記載している当年度損益勘定留保資金2,072万6,000円を2,073万1,000円に改めるものです。

第4条は、予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額5,218万7,000円から74万2,000円を減額し、5,144万5,000円に改めるものです。

それでは8ページの補正予算明細書を御覧願います。

はじめに、収益的収入及び支出について、御説明申し上げます。

まず、収入です。

1款簡易水道事業収益 2項営業外収益 2目他会計補助金、補正予定額74万2,000円の減。1節他会計補助金74万2,000円を減額するものです。

次に、支出です。

1 款簡易水道事業費用 1 項営業費用、1 目配水及び給水費、補正予定額 80 万 5,000 円の減。1 5 節委託料 80 万 5,000 円の減。水道施設維持管理委託料 64 万円の減。水道管理システム保守業務委託料 16 万 5,000 円の減。いずれも執行残です。

2 項営業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費、補正予定額 5 万 8,000 円の追加。1 節企業債利息 5 万 8,000 円町債利息です。

次のページになります。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出 3 項企業債償還金 1 目企業債償還金、補正予定額 5,000 円の追加。1 節企業債償還金 5,000 円。町債元金です。2 ページにお戻り願います。

実施計画につきましては、補正予算明細書で詳細を説明いたしましたので、省略させていただきます。また、4 ページから 7 ページにつきましては、財務諸表を添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 17 号令和 5 年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第17、議案第18号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第18号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款農業集落排水事業収益 第2項営業外収益、既決予定額1億9,530万1,000円から、今回の補正予定額16万1,000円を減額し、1億9,514万9,000円とし、農業集落排水事業収益の合計を2億2,771万6,000円に改めるものです。

次に、支出でございます。

第1款農業集落排水事業費用 第1項営業費用、既決予定額2億1,020万1,000円から、今回の補正予定額17万円を減額し、2億1,003万1,000円に、また、第2項営業外費用、既決予定額605万円から、今回の補正予定額2万7,000円を減額し、602万3,000円とし、農業集落排水事業費用の合計を2億1,746万6,000円に改めるものです。

第3条は、令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、今回は支出のみの補正となりますが、第1款資本的支出 第3項企業債償還金、既決予定額7,571万5,000円に補正予定額3万6,000円を追加し、7,555万1,000円とし、資本的支出の合計を7,681万6,000円に改めるものです。詳細につきましては、後ほど補正予算明細書で御説明申し上げます。

なお、第3条の条文中に記載しております予算第4条中、資本的支出に対する資本的収入の不足額5,267万5,000円を5,271万1,000円に改め、また補填財源のうち、当年度未処分利益剰余金332万1,000円を335万7,000円に改めるものです。

第4条は、第3条で説明しました資本的支出に対し、不足する資本的収

入額に充てる当年度未処分利益剰余金の額を改め、同条を第11条に繰り下げるものです。次のページになります。

第5条は、予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額1億3,014万3,000円から1億2,998万2,000円に改め、同条を第10条に繰り下げるものです。

第6条は、債務負担行為の設定で、契約の始まりが4月1日、午前0時とする業務について、新たな年度の開始前に入札を行い、契約内容を確定するために行うものです。債務負担行為の事項は、終末処理施設管理委託で、設定する期間は令和6年度の単年度。限度額は4,750万円です。限度額については、令和6年度の予算案に計上した額と同額としております。

なお、債務負担行為の設定に当たり、条文の記載のとおり、予算第5条から第8条を1条ずつ繰り下げ、予算第4条の2の次に債務負担行為の条文を加えるものです。

それでは、9ページの補正予算明細書を御覧願います。

はじめに、収益的収入および支出について御説明申し上げます。

まず、収入でございます。

1 款 農業集落排水事業収益 2 項 営業外収益 2 目 他会計補助金、補正予定額1億6,100円の減。1 節 他会計補助金1億6,100円を減額するものです。

次に、支出です。

1 款 農業集落排水事業費用 1 項 営業費用 1 目 農業集落排水費、補正予定額1億700円の減。1 5 節 委託料1億700円の減。農業集落排水管路清掃業務委託料で執行残です。

2 項 営業外収益 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費、補正予定額2億7,000円の減。1 節 企業債利息2億7,000円の減。町債利息です。次のページを御覧願います。

資本的支出について御説明申し上げます。

1 款 資本的支出 3 項 企業債償還金 1 目 企業債償還金、補正予定額3億6,000円の追加。1 節 企業債償還金3億6,000円。町債元金です。3ページにお戻り願います。

実施計画につきましては、補正予算明細書で詳細を説明いたしますので、省略させていただきます。また、5ページから8ページにつきましては、財務諸表を添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第18号令和5年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

午後 2時45分 延会